



部活解放同盟中央機関紙 編集発行人 西島 康彦  
解放新聞社 大阪市港区波島4丁目1-37  
電話 (06)6581-8516 ファクシミリ (06)6581-8517  
月3回 (5・15・25日) 発行 1948年7月30日第3種郵便物認可  
定価1部8頁115円 年々1部4320円(送料別)

号外

# 事実取調請求書を提出



三者協議のあと、弁護団とともに記者会見する石川一雄さん(9月1日・東京)

## 狭山事件第3次再審請求で

狭山事件再審弁護団は8月20日、東京高裁(第4刑事部 大野勝則・裁判長)に、これまで提出した新証拠を作成した鑑定人のうち11人を証人尋問するように求めるとともに、万年筆のインクをめぐって裁判所

# 署名運動をスタート



裁判所はけい事調へを、と支援を訴える石川一雄さん(関東女性集會で、9月4日・さいたま市)

新たに「東京高裁に事実調べを求める緊急署名」を開始する。  
・署名用紙は中央本部のホームページからダウンロードできるようにする  
・「事実調べー再審開始を求めます」の署名も今回の緊急署名とあわせて提出するため、早急に中央本部まで

第1次集約:10/26 (中央本部必着)

# 11人の鑑定人の証人尋問とインク鑑定の実施を求める

鑑定を求める「事実取調請求書」を提出した。また、新証拠9点や再審請求補充書を出した。9月1日に狭山事件の第51回三者協議が東京高裁でひらかれた。

具体的には、脅迫状の筆跡、識字能力、指紋の不存在、足跡、スコップ、血液型目撃証言、犯の首飾、万年筆、自白、殺害方法、死体処理について鑑定書、意見書を作成した科学者、専門家11人の証人尋問を求め、万年筆のインクをめぐって裁判所

# 主張

## 鑑定人尋問と鑑定の実施を 実現しよう

9月1日には、東京高裁で裁判所、弁護団、検察官による三者協議がひらかれた。検察官は、弁護団が提出した事実取調請求書について今後、検討するとして意見を提出するとして、また、検察官は7月20日付けで総合的な意見書を出しており、弁護団はこれについて反論を検討している。次回三者協議は11月下旬におこなわれる。今後検察官の意見書提出を受けて裁判所が事実調べをおこなうかどうか、年内は大きな正念場だ。

## 鑑定人尋問と鑑定の実施を

提出された。言語情報科学の専門家である鑑定人が、科学的な客観的手法であり、社会的にさまざまな分野で活用されているテキストマイニングによって取り調べるやりとりのデータを分析し、殺害方法についての真相が真実ではないことを明らかにした新証拠だ。第3次再審請求で提出された新証拠は5点に上った。また、この新証拠、再審請求理由補充書とあわせて、事実取調請求書を東京高裁に提出し、事実取調請求書はこれまで提出された新証拠を作成した鑑定人の証人尋問と万年筆インクについて裁判所による鑑定の実施を求めるものである。

## 鑑定の実施を

具体的には、脅迫状の筆跡、識字能力、指紋の不存在、足跡、スコップ、血液型目撃証言、犯の首飾、万年筆、自白、殺害方法、死体処理について鑑定書、意見書を作成した科学者、専門家11人の証人尋問を求め、万年筆のインクをめぐって裁判所

## 鑑定の実施を

具体的には、脅迫状の筆跡、識字能力、指紋の不存在、足跡、スコップ、血液型目撃証言、犯の首飾、万年筆、自白、殺害方法、死体処理について鑑定書、意見書を作成した科学者、専門家11人の証人尋問を求め、万年筆のインクをめぐって裁判所

## 鑑定の実施を

具体的には、脅迫状の筆跡、識字能力、指紋の不存在、足跡、スコップ、血液型目撃証言、犯の首飾、万年筆、自白、殺害方法、死体処理について鑑定書、意見書を作成した科学者、専門家11人の証人尋問を求め、万年筆のインクをめぐって裁判所

## 鑑定の実施を

具体的には、脅迫状の筆跡、識字能力、指紋の不存在、足跡、スコップ、血液型目撃証言、犯の首飾、万年筆、自白、殺害方法、死体処理について鑑定書、意見書を作成した科学者、専門家11人の証人尋問を求め、万年筆のインクをめぐって裁判所

## 鑑定の実施を

具体的には、脅迫状の筆跡、識字能力、指紋の不存在、足跡、スコップ、血液型目撃証言、犯の首飾、万年筆、自白、殺害方法、死体処理について鑑定書、意見書を作成した科学者、専門家11人の証人尋問を求め、万年筆のインクをめぐって裁判所

## 鑑定の実施を

具体的には、脅迫状の筆跡、識字能力、指紋の不存在、足跡、スコップ、血液型目撃証言、犯の首飾、万年筆、自白、殺害方法、死体処理について鑑定書、意見書を作成した科学者、専門家11人の証人尋問を求め、万年筆のインクをめぐって裁判所

# 全力で署名運動にとりかかろう

東京高裁第4刑事部(大野勝則・裁判長)は、弁護団の請求を受けて、11人の鑑定人の証人尋問とインクについての鑑定を実施すべきである。



